

1. 「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況の開示について

- 平成 28 年度のディスクロージャー誌等を拝見したところ、ガイドラインの活用状況に係る業態別の開示状況は、地域銀行がほぼ全て、信用金庫が約 8 割、信用組合は約 6 割となっている。
- 金融庁は、金融機関が自らの取り組みを開示することは、事業活動と地域の顧客を結びつけ、共通価値を創造するとともに、顧客との信頼関係構築につながることから、重要であると考えている。そうした点を踏まえると、信用組合における開示が 6 割に留まるということは、十分に開示が行われているとは言えないものとする。信用組合の皆様におかれては、ガイドラインの活用状況を含む金融仲介機能の発揮状況に係る開示について、何故、開示する必要があるのか、何を開示すべきなのかということを含めて、自ら改めて考えて、対応を検討いただきたい。

2. 地域金融行政について

- 国内では人口減少、金利低下が継続したことにより、単に金利競争で量的拡大を指向するビジネスモデルは一般的に成り立たず、各金融機関において、環境変化に対応した持続可能なビジネスモデルを構築することが急務となっている。
- こうした中で、業務の効率化、顧客情報の蓄積を活用した融資案件への迅速な対応、強みを持つ業務分野への特化など、それぞれの信用組合の実情に即した施策により、収益の改善を進めている信用組合も見受けられる。しかしながら、こうした取り組みを行うためにはコストと時間が必要であり、資本などの余力があるうちに、自らの金融機関の経営状況をもう一度見つめ直し、皆様のリーダーシップのもとで持続可能なビジネスモデルの構築を進めていくことが大事だと考える。
- また、信用組合における持続可能なビジネスモデルの構築に当たっては、個々の信用組合の取り組みだけでなく、中央機関である全信組連の役割が非常に重要と考えている。例えば、有価証券運用の集約やバックヤード業務の共通化・効率化、人材の育成・確保といった分野において、中央機関と

しての役割を積極的に発揮していただきたい。

- これまで各信用組合とは、各財務局と当庁が連携しながら、様々なヒアリングの機会を通じて、深度ある対話を進めてきたところであるが、今事務年度においても、対話を更に推し進め、金融仲介の質の向上、地域の中
小零細企業の生産性向上や地域経済の活性化に向けて、議論を深めていき
たい。

(以上)